

全建事発第 147 号
令和 3 年 2 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の規定による適正な分別解体の更なる推進を図るため、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）様式第一号（対象建設工事の届出書）及び様式第二号（対象建設工事の変更届出書）において、フロン類及び石綿の有無に係る記載欄を追加する改正につきまして、令和 3 年 2 月 3 日付公布（令和 3 年 4 月 1 日施行）された旨、別添のとおり、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文（国不建第 357 号）
- ・ （別紙）【官報】令和 3 年 2 月 3 日（号外 第 26 号）

（担当）事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp